

生活保護の扶養照会は

問

①市ホームページに、DV等被害者の照会を控えること、施設入所者等や10年程度音信不通など関係不良の場合は照会しなくてよいこと、照会は義務ではないことを記述すべきでは。
②申請時だけでなく保護決定後何年も受給を続ける方にも行われている。精神的・金銭的支援の可否だけでなく、資産や負債の状況等まで記述を求める扶養届け書は送付しないよう求める。

答

①生活保護法では「民法に定める扶養義務者による扶養は生活保護に優先する」と規定されている。扶養照会は、扶養義務の履行が期待できるかを判断する上で必要な手続きである。要保護者に趣旨を丁寧に説明して扶養の可能性を確認し、国が示した判断基準に照らして扶養義務の履行が期待できると判断される者に対して行っている。
②届け書の項目は国から示されたものである。送付にあたっては、可能な限り事前に連絡を行い、照会の趣旨を丁寧に説明している。

新政クラブ



街路樹の現状は

問

①本市が管理する街路樹の本数と樹種選定の考え方は。
②維持管理にかかる年間費用および保全に向けた考え方は。

答

①現在、高木が約6700本、低木が約9万3千本である。こ

れらの多くは、戦後、「市街地に緑を」との思いから、早く大きく成長する樹種が選ばれてきた。

近年は、道路の規模や景観形成、維持管理などに留意し、地域の意見も聞きながら選定している。

②大木化などにより費用は増加傾向にあり、2021年度は約9千万円の見込みである。

保全については、国土交通省が定める「道路緑化技術基準」に基づき定期的な剪定や安全点検など適正な維持管理を行っている。

引き続き、安全で快適な道路環境や良好な景観形成に努める。

空き家対策は

問

①さらなる啓発活動に向けた取り組みは。
②（公社）広島県宅建物取引業協会との協定に基づく促進事業への取り組みの効果は。
③中古住宅流通の環境整備への取り組みは。

答

①これまで空き家発生後の対処方法などを掲載した冊子を所
有者へ送付してきた。

2022年度には、空き家問題に発展しないよう相続手続きの重

要性などを掲載した「空き家ハンドブック」を新たに作成し、誰にも起こり得る問題として、広く市民に配布していく。

②これまで、売却22件、賃貸2件、合計24件の契約締結につながった。所有者などに対して根気強く継続的に説明、助言を行うことで空き家の解消につながったものと考えている。

③空き家の場合には、流通促進事業に引き続き取り組むとともに、2022年度には中古住宅の所有者などに意向調査を行い、流通環境の整備に取り組む。

さらに詳しい内容は会議録で

市議会では、本会議や各委員会の発言などを掲載した「会議録」「委員会記録」を作成しています。

会議録等はホームページから閲覧ができ、キーワードや発言者などから検索することができます。

なお、令和4年3月定例会の本会議の会議録は、5月末掲載予定です。

[福山市のホームページ](#) → [福山市議会](#) →

[会議録検索](#) → [ここからご覧ください。](#)

無料アプリで「ふくやま市議会だより」を配信中!

